

市原産業スポーツフィールドの 利用について



可見市文化スポーツ課

令和8年3月

市原産業スポーツフィールドについて

市原産業スポーツフィールドは、全面人工芝のスタジアムで、軟式野球からソフトボール、サッカー、ホッケーなどを行うことができます。

また、人工芝グラウンドというメリットを生かし、レクリエーションやさまざまなイベント等にも広く利用していただくことができます。

【目次】

施設概要	2
利用申請	3
施設の利用案内	6
ナイター照明の利用案内	7
利用料金	8
利用上の注意	9



施設概要

- 【所在地】 岐阜県可児市坂戸987番地4（可児市運動公園内）
- 【規模】 面積約26,000㎡（人工芝敷設面積約20,000㎡）
※ 東海3県最大級の規模
- 【用途】 軟式野球、ソフトボール、サッカー、ホッケー等多目的利用可
※サッカーは一般用2面、少年用4面が同時利用可能
- 【照明】 LED照明（西面・東面）
- 【排水】 透水性暗渠排水
- 【舗装】 全面ゴムチップ入りロングパイル人工芝
（西面マウンド、ベース周囲のみアンツーカー）
- 【観客席数】 <西面>約600席 <東面>約80席
- 【施設】 <西面>本部棟（救護室、審判控室、トイレ、更衣室）
<東面>管理棟（会議室、救護室、多目的トイレ、更衣室）
- 【駐車台数】 約310台
- | | | |
|-------|---------------|-------------------|
| 第1駐車場 | スタジアム東側 | 128台（北：45台、南：83台） |
| 第2駐車場 | B & G海洋センター前 | 45台 |
| 第3駐車場 | 弓道場西側 | 47台 |
| 第5駐車場 | B & G海洋センター南側 | 89台 |
| 臨時駐車場 | カヤバスタジアム南側 | 約620台（※） |
- （※ 整備工事につき駐車可否はお問い合わせください）



利用申請

【利用期間】 1月5日～12月27日

【利用時間】 6時～21時（準備や片付け・整備時間を含む。）

【利用申請】

市原産業スポーツフィールドは、次の手順に従って使用申請してください

- ① 使用を希望する月の前々月の20日から末日までの間に一次申請します。
- ② 一次申請の使用希望日が重複した場合は、使用月の前月1日に抽選を行い、使用予定者を決定します。
- ③ 利用決定された使用予定者は、使用月の前月2日から10日までの間に使用許可申請（二次申請・本申請）を行ってください。

期限までに二次申請がない場合は、利用決定を取り消します。

- ④ それ以降、施設に空きがある場合は、使用日当日まで使用許可申請（三次申請・本申請）できます。

※ 使用申請は、可児市B & G海洋センター窓口または可児市施設予約システムをご利用ください。（電話での受付は行っておりません。）

※ 空き状況については、電話（0574-62-8603）でお問い合わせください。
空き状況は、予約システムでも確認できます。

<使用日のキャンセル>

使用許可を受けた日時等のキャンセルは、可児市B & G海洋センター窓口または電話（0574-62-8603）にてご連絡ください。予約システムからもキャンセルできます。

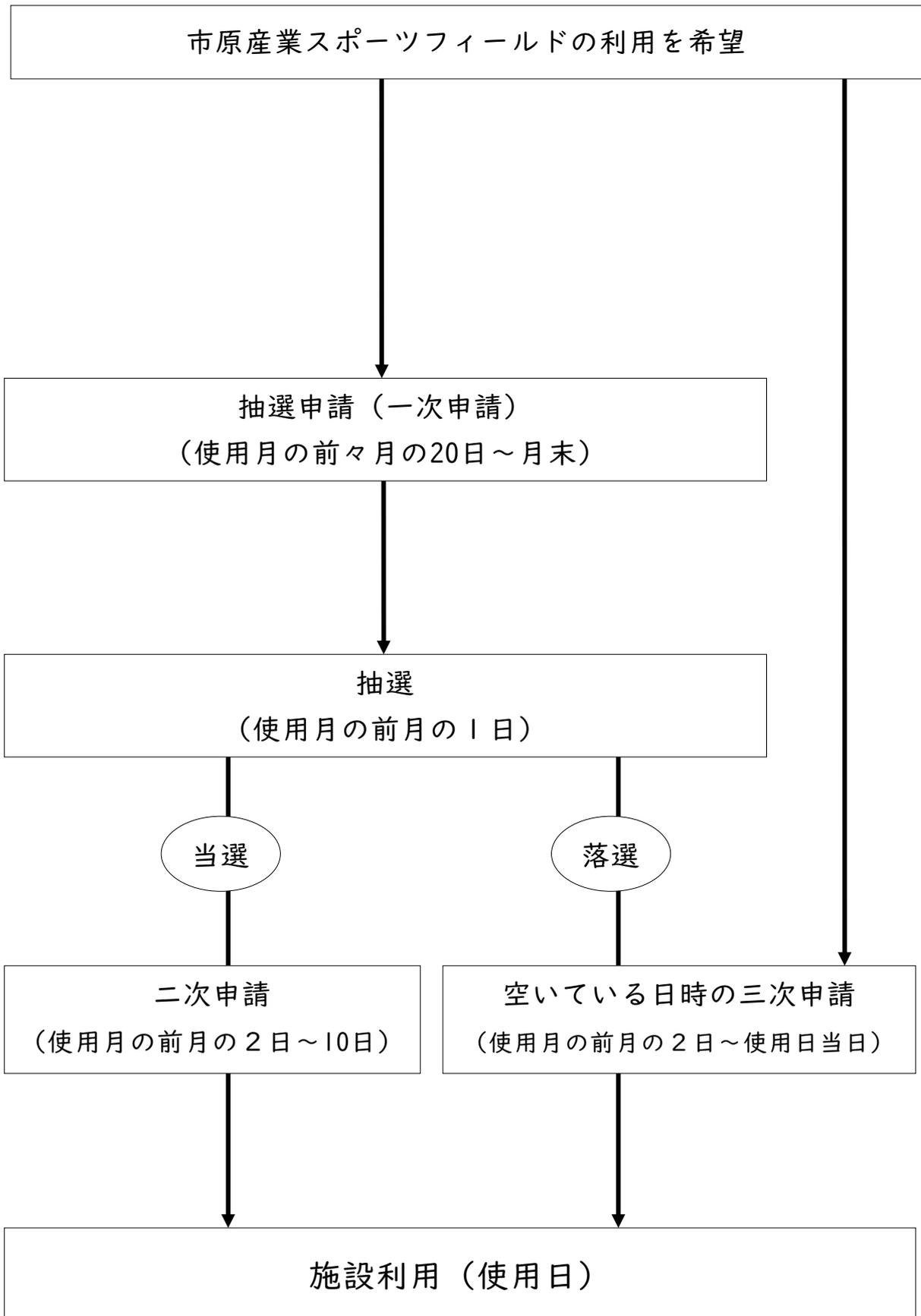
使用料の返還については、「利用料金」（8ページ）をご覧ください。

<使用日の変更>

使用日の変更は、使用許可を受けた日時等をキャンセルしたうえで、新たに使用許可申請（三次申請）することになります。空き状況によっては申請を受け付けできないことがありますので、ご注意ください。

使用料の返還については、「利用料金」（8ページ）をご覧ください。

<利用申請のフローチャート>



【優先使用申請】

公式戦やスポーツイベントを開催する場合は、日程や場所をできるだけ早く確定する必要があることから、通常の利用申請（3ページ）ではなく早期の予約を受けています。

申請には、開催が確約できる実施要項などの提出が必要です。

申請の受付は、申請の時期を二期に分けており、それぞれ申請のできる団体が異なります。詳しくは可見市B & G海洋センターにお尋ねください。

<一次優先使用申請（調整会議）>

定期的に公式戦やスポーツイベントを実施する団体などで指定管理者が認めた団体が対象です。次の手順に従って申請してください。

- ① 下表に示す申請期間内に可見市体育施設優先使用申請書を提出します。
- ② 他の団体と重なった場合、調整会議を開催し調整が必要な申請団体間で調整を図ります。調整会議の日時等は別途連絡します。
- ③ 調整会議の開催後に優先使用日の決定通知を送付します。

申請期間	調整会議	対象となる行事
利用する年度の前年 10月中旬～11月初旬	利用する年度の前年11月下旬に 調整会議を開催し、12月中旬に 優先使用日の決定通知	○ スポーツ大会 ○ スポーツ教室 ○ スポーツイベント

<二次優先申請>

毎年1月5日からすべての団体を対象とし、次年度の利用予約の申請を随時受け付けます。ただし、使用月の前々月の20日から末日までの間は、通常の利用申請（3ページ）の抽選申し込みが開始されますので、希望が受けられない場合があります。

<使用許可申請>

優先使用日が決定された者は、使用日の一月前までに、使用許可申請を行ってください。

施設の利用案内

<利用開始時刻が9時以降の使用>

使用日当日、可児市B & G海洋センター事務所にて、施設入場用の鍵をお渡しします。施設の利用日誌に必要事項を記載し、施設利用開始の手続きを行ってください。施設内へは、手続き終了後利用開始時刻の10分前から入場可能です。ただし、先に使用している団体がある場合は、その団体の終了時刻以降に入場してください。

<利用開始時刻が9時以前の使用>

使用日の前日21時30分までに、可児市B & G海洋センター事務所にて、施設入場用の鍵をお渡しします。その際に、利用上の注意事項などを説明します。施設内へは、利用開始時刻の10分前に入場してください。

<利用の終了>

施設利用後は速やかに施設から退場してください。退場前には利用施設の整備、清掃、点検（使用資器材の片付け、施錠確認など）をお願いします。代表者の方は、利用終了時刻の10分後までに可児市B & G海洋センター事務所利用日誌に必要事項を記載し、使用が終了した旨を職員に伝えるとともに、鍵を返却してください。

※ 連続して他の団体が使用する場合がありますので、終了時刻は厳守してください。

<連日利用の注意点>

数日に渡り連続して使用する場合、最終日の使用が終了するまでの間、施設の鍵を管理することを認めます。

ただし、使用日ごとに終了の都度、清掃、点検（使用資器材の片付け、施錠確認など）をお願いします。

※ 「連続して使用する場合」とは、利用時間に切れ目のない場合とします。

<その他利用に関すること>

○ 管理上支障があると判断される場合には、使用中止となることがあります。その場合は、職員の指示に従ってください。

ナイター照明の利用案内

【利用時間】19時～21時（準備や片付け・整備時間を含む。）

1時間単位の利用が可能です（準備や片付け・整備の時間も含まれます。）

19時～21時の時間帯以外に照明が必要な場合は、別途申請が必要です。

【照明の点灯】

照明の点灯は可見市B & G海洋センター事務所が行います。

- ・点灯開始：利用開始時刻の10分前に点灯します。
- ・点灯終了：利用終了時刻の10分後に消灯します。

<利用の終了>

施設利用後は速やかに施設から退場してください。退場前には利用施設の整備、清掃、点検（使用資器材の片付け、施錠確認など）をお願いします。代表者の方は、利用終了時刻の10分後までに可見市B & G海洋センター事務所で利用日誌に必要事項を記載し、施設使用が終了した旨を職員に伝えるとともに、鍵を返却してください。

※ 連続して他の団体が利用する場合がありますので、終了時間は厳守してください。

<その他利用に関すること>

- 管理上支障があると判断される場合には、使用中止となることがあります。その場合は、職員の指示に従ってください。

利用料金

<利用料金の納付及び返還>

利用料金は、可見市B & G海洋センターの窓口で定められた期限内（使用日当日まで）に納入してください。また、一旦納入された利用料金は次の場合を除き返還いたしません。

※ 可見市施設予約システムをご利用の場合は金融機関の口座から引き落とされます。（詳しくはお尋ねください。）

① 使用者の責任に帰さない理由（降雨や雷雨、積雪、自然災害、施設の事情等）により使用することができないとき。

※ この場合、当日にその旨を可見市B & G海洋センターに連絡してください。予約システムからもキャンセルできます。

② 使用日の4日前までに使用許可をキャンセルしたとき



<利用料金一覧>

施設名・使用区分		利用料金区分	利用料金 (1時間)	利用料金 (1日)
市内の使用者		西面・東面	各 770円	各 5,390円
それ以外（市外料金）		西面・東面	各 1,540円	各 10,780円
ナイター照明		西面・東面	各 1,540円	

※ 1日とは9時から17時までをいう。

※ 市内の使用者とは、別に定める要件を満たすものをいう。

<市内の使用者の登録について>

市内の使用者として利用するには、可見市体育施設市内使用者登録申請書により登録が必要です。市内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、市内に所在する事業所等は、代表者の証明（押印）が必要です。また、任意のクラブチームやスポーツ、レクリエーションを目的とした団体は、構成員名簿（氏名、住所は必須）の添付が必要です。いずれも毎年度の更新が必要です。

詳しくは可見市B & G海洋センターにお尋ねください。

利用上の注意

1 施設の利用について

- 利用時間を厳守してください。利用時間には、準備や片付け・清掃の時間も含まれます。
- 施設、備品を使用するには、事前に許可を受けてください。また、許可を受けた施設や備品以外は使用しないでください。
- 施設の利用中に生じた事故・傷害等は、使用者が責任をもって対応してください。また、事故等の内容について、可見市B & G海洋センターに報告してください。
- 貴重品その他所有物は、使用者が責任をもって保管してください。
- 施設及び備品は丁寧に取り扱いってください。万が一破損した場合、利用状況によっては賠償していただくことがあります。
- 大会等で多数の入場者が予想される場合は、使用者が責任をもって整理員等を配置して、運動公園内外の整理を行ってください。また、整備・清掃についても、使用者が最後まで責任をもって行ってください。
- 運動公園内において、他の公園利用者の迷惑となる行為（フィールド以外での野球やサッカーなどの練習）はできません。
- フィールド内は園路を含め車の進入はできません。
- 紙吹雪・紙テープ等の利用はできません。
- 国旗等の掲揚については、事前に可見市B & G海洋センターと打合せを行ってください。
- フィールド内にペット（身体障がい者補助犬を除く）を連れて入場することはできません。
- 人工芝、アンツーカーに杭やペグを打ち込むことはできません。また、机やテントなどを設置する場合は、芝マットを使用してください。

2 西面のグラウンド整備について

- 利用後はグラウンド整備及びダッグアウト内の清掃をお願いします。
- 利用したアンツーカーを整地してください。この時、アンツーカーが人工芝に入らないよう、内側に向かって行うようにしてください。
- 人工芝に飛び出たアンツーカーをほうきで元に戻してください。
- 利用後は、ピッチャーマウンド及びベース回りに必ずシートをかけウエイトを置いてください。

3 シューズについて

- フィールド内でのシューズの指定はありませんが、実施するスポーツや行事にふさわしいものを履いてください。ただし、スパイクシューズはフィールド内に限ります。（スパイクシューズのまま、施設及びスタンド内を歩かないでください）
- シューズについた土や汚れは、利用前によく取り除き、人工芝の中に入らないように気を付けてください。

4 飲食・火気について

- 飲食・喫煙は、必ず所定の場所で行ってください。また、火気（爆竹・花火等）の使用は禁止です。特に、フィールド内での飲食（水以外）は禁止です。

5 その他

- ボールが防球ネットを越える場合がありますので、十分注意してください。
- 施設利用中の事故等に備え、賠償責任保険等に加入してください。
- 特に夏季は、人工芝の上は気温が高くなることがあります。熱中症などにならないよう、各自で水分補給をしっかりと行ってください。（熱中症対策のため、本部棟、管理棟に冷蔵庫を設置してあります。利用を希望する場合は可児市B&G海洋センターに申し出てください。）
- 雷鳴が聞こえた場合はプレイを中断するなど、十分注意をしてください。
- A E D（自動体外式除細動器）や簡易ベッド、担架は、本部棟及び管理棟に設置してあります。その他、応急処置に必要な用品は使用者で準備してください。
- 車やバイク、自転車は決められた場所に止めてください。駐車場は無料です。
- 利用前後には、利用日誌を記入してください。
- その他、職員の指示に従ってください。